

**主として重症心身障害児を対象とする  
放課後等デイサービス事業所**

**新設整備事業**

**募集要項**

令和7年12月

仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

## 1. 募集対象事業

本市では、仙台市障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度）において、主に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所（以下「重心放デイ」という。）の整備促進を定めています。

つきましては、本市が所有する土地を無償貸与し、重心放デイの新設整備事業を行う事業者を募集し、1 事業者を選定いたします。

募集する事業は、以下のとおりです。

### （1）整備する事業所

①サービス種別 : 主として重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス

②整備地 : 泉区長命ヶ丘二丁目 22-1（仙台市所有地）

※無償貸与

③整備区分 : 創設（既存施設の移転や建て替えを除く）

④利用定員 : 5 名以上

⑤その他

- ・「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年 6 月 21 日仙台市条例第 30 号）」に基づき、施設整備マニュアルにおける目標となる指針に適合し、適合証の発行を受けること。
- ・主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援との多機能型として実施することも可能。
- ・同一建物において、他の障害福祉サービスを実施することも可能だが、重心放デイとしてのサービス提供に支障がない範囲での実施とすること。

※ 建設費用に対する補助はございませんのでご留意ください。

### （2）時期

①整備：令和 8 年度中

②事業開始：令和 9 年 4 月 1 日まで

※全体のスケジュールは別紙 1 のとおりです。

（期間内に整備が完了せず、事業開始が困難となった場合、速やかに事情を報告・相談ください。）

## 2. 応募事業者の資格要件

応募事業者は次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- （1）法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等。以下同じ。）、又は、法人設立準備委員会で事業所の指定申請までに法人設立が可能な者。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。
- （3）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （4）本市の市税の滞納が無いこと。
- （5）有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。

### 3. 応募方法

応募事業者は別紙 2 に定める書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 提出期限：令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時まで ※必着
- (2) 提出場所：〒980-8671 仙台市役所本庁舎 6 階 健康福祉局障害者支援課施設支援係
- (3) 提出方法：郵送または持参
- (4) 提出部数：8 部
- (5) その他
  - ・郵送の場合は期限までに当課に到達した書類のみを受け付けますので、余裕をもってご対応ください。
  - ・パイプ式ファイルに綴じ、各書類に別紙 2 の書類番号を記したインデックスをつけてください。
  - ・隨時、応募内容について本市より確認等をさせていただく場合がございます。
  - ・募集要項や事業選定に関する疑義等に関しましては、「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入し、別紙 1 記載スケジュールの質問受付期間までに E メールにてご提出ください。
  - ・提出書類につきましては紙書類の他、E メールにてデータでもご提供ください。
  - ・別紙 2 に定める書類のうち、本市にて様式を定めているものについては本市 HP に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

送付先アドレス：[shisetsushien@city.sendai.jp](mailto:shisetsushien@city.sendai.jp)

URL：<https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/shisetsu/zyusinhoudai.html>

### 4. 選定方法等

#### (1) 選定方法

- ・本市において選定委員会を設置し、別紙 3 の審査項目及び配点をもとに評価を行い、評価点数の合計が最も高い 1 事業を選定します。なお、評価点数の合計が最も高い場合でも、最低基準点を下回る場合は失格とします。
- ・応募事業者の資格を有していない場合、本募集要項の要件を明らかに満たしていない場合、応募事業が人員・設備・運営について関係法令等を満たしていない場合、審査により明らかに応募事業に問題点が判明した場合等は、当該応募事業を失格とします。
- ・応募事業者がいない場合や失格等によりすべての応募事業が事業の実施目的を達成できないと判断した場合は、事業を選定しないことがあります。

#### (2) 選定結果

- ・すべての応募事業者（失格となった事業者を除く）に対し、令和 8 年 3 月上旬～中旬に文書で通知する予定です。

### 5. 選定後の取り扱い

#### (1) 事業の指定

- ・選定された事業に係る事業所の開設にあたっては、事前に本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける必要があります。指定に関する詳細は、本市障害福祉サービス指導課にご相談ください。

## (2) 選定結果の周知・利用者の募集

- ・選定された事業については、事業者名、設置場所等について本市 HP に公表します。
- ・利用者の募集については、選定された事業者の HP 等にて幅広に実施していただくほか、本市 HP での掲載についても検討しております。掲載にかかる詳細は、選定された事業者に個別にお知らせします。

## (3) その他

- ・選定された事業に重大な不備のあることが判明した場合、本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けられない場合等には、選定後であっても失格となることがあります。

# 6. 留意事項

## (1) 費用の負担

- ・応募に要した費用は、応募事業者の負担とします。

## (2) 虚偽の記載をした場合

- ・応募事業者が虚偽の記載をした書類を提出した場合には、応募を無効とします。

## (3) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しません。

## (4) 地域への説明について

- ・事業の運営にあたっては、事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう地域との交流に努める必要があることから、地域住民等へ施設の整備について事前説明を行い、連携及び協力を行ってください。事前説明の実施状況については、本市とも情報共有を図るため、日時・相手方・説明内容について、任意様式にて速やかに本市までご報告ください。

## (5) 特定業者との接触の禁止

- ・今回募集する事業は、本市所有地にて行うことから、工事の入札等にあたっては、本市が行う公共事業と同等の公正性、透明性が求められます。したがって、施工業者の募集にあたっては、特定の建設業者、施設運営に関係すると思われる特定の業者との接触等、不正を疑われるような行為を取らないように注意してください。
- ・原則として仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている業者を選定してください。

## (6) 法令等の遵守

- ・応募事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）をはじめとする関係法令等の遵守を徹底してください。